

福島県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証手続き等について定めることにより、評価機関の育成とその公平性及び信頼性を確保することを目的とする。

(認証基準)

第2条 福島県（以下「県」という。）における評価機関として認証を受けるために必要な要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 県が実施する評価調査者養成研修を終了した者で、次のア又はイに該当する評価調査者がそれぞれ1名以上所属していること。
なお、全国社会福祉協議会が実施した評価調査者養成研修を修了した者は、県が実施する当該研修を修了したものとみなす。
ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者
イ 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者
- (3) 第6条第6号に規定する書類を備えていること
- (4) 福祉サービスを提供していないこと。
- (5) 県内に事務所を有すること。
- (6) 事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(申 請)

第3条 評価機関として認証を受けようとするものは、福島県福祉サービス第三者評価機関認証申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、県に申請を行う。

(認 証)

第4条 県は、前条の申請を受けて審査を行い、第2条に規定する認証要件を満たす場合は、これを認証する。

2 認証に当たっては、あらかじめ福島県福祉サービス第三者評価推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴くものとする。

3 県は、評価機関を認証したとき、又は評価機関を認証しないこととしたときは、速やかにその旨を申請者に通知する。

(認証の有効期間)

第5条 認証の有効期間は3年間とする。

(遵守事項)

第6条 評価機関が評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 評価機関の会員等であるサービス事業所、又は評価機関の役員が関係するサービス事業所の評価は行わないこと。

ただし、評価機関に所属しない第三者による委員会を設置し、評価結果の決定に当たって当該委員会の承認を得る場合は、この限りでない。

(2) 評価調査者が関係するサービス事業所の評価は行わないこと。

(3) 評価機関の役員、評価調査者及び職員は、評価を実施する上で知り得た情報を漏えいしないこと。

(4) 所属する評価調査者に対し、定期的な研修受講機会を確保すること。

(5) 県の規定する第三者評価基準等により評価を実施すること。

(6) 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開すること。

ア 所属する評価調査者一覧(評価調査者養成研修の修了者であること及び有資格等の経歴を記載したもの)

イ 事業内容等に関する規程(第三者評価を実施するサービス種別を含む)

ウ 第三者評価の手順

エ 守秘義務に関する規程

オ 倫理規程

カ 料金表

キ 評価事業の実績

ク 苦情担当窓口

(変更及び廃止の届出)

第7条 評価機関は、第3条に規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に福島県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届(様式第2号)に必要な書類を添付し、県へ届け出なければならない。

2 評価機関は、事業を廃止した場合には、廃止の日から30日以内に福島県福祉サービス第三者評価機関廃止届(様式第3号)に必要な書類を添付し、県へ届け出なければならない。

(認証の取消)

第8条 県は、認証した評価機関が以下の各号に該当するときは、審査の上、認証を取消することができる。

(1) 原則として過去3年間、評価実績がない場合

(2) 評価機関としての的確に事業を実施する能力がないと認められる場合

(3) 県に対する定期的な事業報告又は福祉サービス第三者評価事業を推進するために県が実施する調査に対し協力を行わない場合

(4) 不正な行為が行われた場合

- 2 県は、認証の取消に当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。
- 3 評価機関は、県に対し弁明の機会を求めることができる。
- 4 県は、評価機関の認証を取消したときは、その旨を該当者に通知するものとする。

(事業実績等の報告)

第9条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに県に対し、福島県福祉サービス第三者評価事業実績報告書(様式第4号)により第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

(その他)

第10条 評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は実施要領に定める。

附 則

この要綱は平成18年4月12日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は平成24年7月2日から施行する。

第2条 第8条第1項第1号については、平成25年4月1日から適用する。